

【特集】国際会計基準と金融機関

新減損会計の貸出・収益管理実務への影響

信用リスクの算定、それを反映した貸付金利設定に拍車

あらた監査法人

代表社員(公認会計士) 伊藤 嘉昭

国際会計基準審議会(IASB)が11月に公表した公開草案「金融商品:償却原価及び減損」(Exposure Draft、以下「草案」)は、減損に関する現行の発生損失モデル(Incurred Loss Model)に対する批判を受け、期待損失アプローチ(Expected Loss Approach)の採用を提唱している。草案が金融機関に及ぼす影響は単純な財務計数の変化以外に、業務プロセス、システム、リスク管理、ビジネスそのものなど多岐にわたる。金融機関はリスクとリターンの関係についてよりセンシティブになり、選択的な与信行動が強まっていくと予想される。

新減損会計検討の背景

09年11月5日、国際会計基準審議会(IASB)から、「金融商品:償却原価及び減損(Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment)」と題する会計基準の公開草案が公表された。IASBが米国財務会計基準審議会(FASB)と共同で進めている現行のIAS39「金融商品:認識及び測定」を改善するプロジェクトの第2フェーズ(減損)の成果物であり、昨今のアメリカにおけるサブプライムローンに端を発する金融危機を受けたG20等の要請を反映したものである。草案は、減損に関する現行の発生損失モデルに対する以下のような批判を受け、期待損失アプローチの採用を提唱している。

- 既発生損失と将来の信用損失とを区別することが実務上困難であり(たとえば、認識されていない減損損失の取扱いなど)、減損損失の計上または戻入れのタイミングが不明瞭である
- 信用リスクの変化が適時に会計上、認識されない
- 将来の信用損失に見合ったリスクプレミアムが、減損損失の認識に先行して利息として収益計上される
- 貸出実行時における経済的な意思決定過程が、会計上の損失計上プロセスに反映されていない(当初の予想どおりに損失が発生した場合であっても、クレジットイベント発生時点において会計上の損失が一時に計上される状況が発生)

草案は10年6月末までコメントを受け付けた後、10年中の最終基準化が予定されているが、IASBは公表から3年間程度は当該IFRSの強制適用を行わない意向である。

新減損会計の概要

今回提案されたアプローチは現行の「発生損失モデル」への批判に応え、金融資産から発生す

る契約上の利息はそもそも期待信用損失に対するプレミアムを含んでいるため、当該プレミアムについては利息収入の一部を構成すべきではないとし、期待信用損失の当初見込額をその金融資産の満期までの期間にわたり配分する結果となるようにすることが前提となっている。資金の貸手は、金融商品の取組み時に期待信用損失部分を控除したうえで、当該商品の満期日までの期間にわたる実効金利(Effective Interest Rate: EIR)を算出する必要がある。これにより、当初認識時における帳簿上の債権残高は、貸出実行時における期待信用損失に関連するプレミアムを控除した回収見込額まですでに減額されていることになる。

事後的測定としては、当初期待した信用損失よりもさらに多くの損失が見込まれる場合、期待キャッシュフローの減少に対して減損損失が認識される。また、期待信用損失に関して有利な変化があった場合には、期待キャッシュフローの増加として収益が認識される。なお、当該アプローチでは期待信用損失に対して引当金勘定を使用することが求められており、直接償却は認められない。さらに、草案では財務諸表の利用者が、利息収益および信用損失の財務的影響や、企業が保有する金融資産の信用特性を評価できるようにするための詳細な開示の要件が提示されており、具体的には以下の情報の開示を要求している。

- 期待信用損失を考慮しない実効金利に基づく利息収益の総額表示、期間に配分された当初期待信用損失を反映した総利息収益の減少および(経済的)純利息収益の表示
- 償却原価で測定される金融資産および金融負債の見積りの変更起因する損益の表示
- 引当金勘定の期中増減明細、および企業の償却方針
- 期待信用損失の見積りおよびその他要因の変化起因する利得および損失
- 引当金の計上と累積償却額との比較
- 期待信用損失の決定およびその変更、感応度分析およびストレステストに使用されたインプット、仮定、方法の説明
- 不良債権(支払期日を90日間以上超えたものと定義される)の期中増減明細
- 償却原価で計上される金融資産に関する貸付実行年度別残高および満期情報
- 企業の個別状況に応じた追加的な定性的および定量的情報

金融機関の財務計数への影響

(1)利息収入は信用リスク控除後

草案が金融機関に及ぼす影響は単純な財務計数の変化以外に、業務プロセス、システム、リスク管理、ビジネスそのものなど多岐にわたると予想される。これまでの日本の会計基準では、顧客と結んだ契約上の利率(約定金利)をもとに貸出金の受取利息を認識する。しかし、草案が実現すれば、貸付の予想満期、予想キャッシュフロー、貸付実行に伴う手数料、中途償還に伴う早期償還手数料等の全要素を考慮した実効金利に基づき損益を認識することになり、受取利息の概念が大きく変わる。とくに期待信用損失については、与信先の信用スプレッド、貸付の回収情報などを考慮し、約定金利から期待信用損失分を控除した実効金利に基づいて受取利息を認識することになる(図表1)。

信用格付が低い顧客に高金利で貸付を実行した場合、これまでの会計処理では貸付初期において高い約定金利に基づき受取利息を多く認識し、貸付後期に減損トリガーの発生に伴い貸

倒引当金を設定するということが行われていた。これに対し、草案によれば、信用格付が低い顧客の期待信用損失は通常高いことから、貸付初期に認識される受取利息は、約定金利より低い実効金利により認識される(図表2)。

つまり、従来は減損トリガーが発生していなければ減損損失が認識されないため、減損トリガーが発生するまでは当初期待信用損失をカバーするプレミアムが反映された受取利息が認識され、当初取組時に収益が過大に認識されていた。しかし、草案によれば、金融資産の残存期間にわたり獲得することを期待していた期待信用損失控除後の受取利息が認識されるため、収益の前取りが困難になると予想される。

(2)将来予想に基づく貸倒引当金計上

貸倒引当金は期待信用損失を反映した貸付満期までの予想キャッシュフローをもとに設定することとされており、既存の貸倒引当金の概念を大幅に変化させている。特徴的な点として、当初貸付実行時における期待信用損失の予測から事後的な信用リスクの変化がなければ減損損失は認識されず、毎期の期待信用損失の再評価に応じて貸倒引当金が損益を通じて認識される。また、貸倒引当金を設定するためには、全与信の各顧客口座別に信用リスクを反映した予想キャッシュフローを予想満期まで算出しなければならない。この要件を満たすため、金融機関の貸倒引当金設定プロセスおよびシステムに非常に大きな負荷がかかると思われる。

(3)リスクを反映した収益指標への変化

このように金融機関の重要なビジネスである貸付について、受取利息の収益認識および与信の減損に伴う貸倒引当金設定の基本概念が変化することから、金融機関の財務計数への影響は避けられないと思われる。金融機関の収益指標についても、現行指標の多くは実質的なリスクを勘案しない契約上の収益(額・率)を表わすものが中心であり、信用リスクの類似性ごと等に区別した精緻な指標は十分に整備されていなかったと思われるが、今後はリスクを調整した、より実質的な収益指標が重要になろう。

業務プロセス、システム等への影響

残存期間にわたる期待信用損失の見積り、貸付実行年度別、残存期間別の貸出ポートフォリオ管理については実務上の影響が大きい。業務プロセスやシステムへの影響として、金融資産の満期までの期間にわたる期待キャッシュフローおよび期待信用損失をどのように見積もり、実効金利を算出するかに関して、顧客のセグメンテーション別関連データの保持や内部統制の再構築を検討する必要がある。

そもそも償却原価法は、金融商品の予想残存期間にわたって利息収益または利息費用を配分することにより、金融資産または金融負債に係る実質的なリターンに関する情報を提供することを目的とするが、草案により金融機関はリスクとリターンの関係についてよりセンシティブになり、選択的な与信行動が強まっていくと予想される。

すなわち、既存与信先のみならず新規与信先についても、リスクの観点からより細分化されたセグメンテーション別データの保持、貸付年度別期待信用損失および実現損失等の分析結果、

マクロ経済要因の考慮等、信用リスクを個々の金融資産の期待スプレッドに反映できるような情報整備の必要性が飛躍的に高まるものと考えられる。

基本的には膨大な個別債権に対するより精緻な信用リスク管理が要求されるものの、「集成的評価」も許容されると考えられるため、金融機関における追加コストを最小化するためにも、自己資本比率規制(バーゼルⅡ)で算出している予想デフォルト率(PD)、デフォルト時損失率(LGD)、デフォルト時エクスポージャー(EAD)を期待損失の見積り期間や割引率等について調整することにより、現存の信用格付モデルを有効利用すべきである。

また、IFRSは金融機関にリスク開示項目の強化およびリスク管理範囲の拡大を要求しており、リスク開示の範囲も質的開示、量的開示に区分して、信用リスク、流動性リスク、市場リスク(金利リスク、為替リスクなど)だけでなく、感応度分析、ストレステスト等に拡大している。すでにバーゼルⅡで Pillar 3 のリスク開示が要求されているが、金融機関は草案を契機として、よりリスク管理の高度化を図るべきである。

なお、IASBは今回、期待キャッシュフロー・アプローチおよび実務上の適用に関する運用面での課題についてIASBに助言を行い、フィールドテストを促進するための、専門家諮問委員会(Expert Advisory Panel)を設置した。とくに期待キャッシュフロー・アプローチの運用面、当該モデルの「フィールドテスト」等について検討が実施され、専門家諮問委員会における議論が最終基準における詳細な運用上のガイダンスの基礎となるため、日本の金融機関においても積極的な意見発信が期待される場所である。

(本文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、所属する法人の見解ではない)

伊藤 嘉昭(いとう よしてる)

国内および外資系金融機関に対する会計監査・アドバイザリー業務に従事。日本公認会計士協会銀行業自己資本比率監査専門部会、「DCF等検討プロジェクトチーム」などに参画。現在は、財務報告アドバイザリー部 GRG-FSデリバリーチームのリーダーとしてグローバルに活躍する金融機関に対し、IFRS・日本基準・米国基準に関する会計アドバイザリー業務等を提供している。

こちらの記事は『週刊 金融財政事情』2009年12月7日号に掲載されたものです。
発行所である株式会社きんざいの許可を得て PwC Japan IFRS プロジェクト室がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮下さい。